

金融機関に対する取引照会の一元化

現状

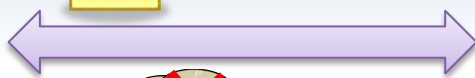
- 国税庁・税務署、地方自治体、福祉事務所、警察などは、金融機関に対して、様々な調査における取引照会を要請することができるが、取引照会は数十年以上、書面による郵送でやり取りされている。
- 1社当たり年間照会件数は、100万件以上に上ることもあるが、照会文書の用語・書式は統一されていないこと、回答書類の郵送に配慮がされていないこと、CD-Rなどの電子媒体による郵送が認められていないことから、大きな業務負担を生じている。

現在

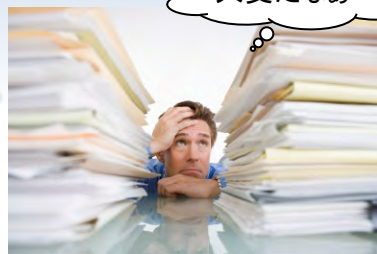
国税庁・税務署
地方自治体
福祉事務所
警察など



- 照会文書の用語・書式がバラバラ
- 書面でのやり取り



- 回答書類の郵送に配慮が足りない



改革の方向性

- オンライン化を検討



- 照会文書の用語・書式を統一



- 回答書類の郵送について改善
- 電子媒体での提出OK

業務の効率UP!



金融機関



規制改革内容

- 金融機関の要望を踏まえ、照会文書の用語・書式の統一化などを行う。
- オンライン化についても検討を行う。

想定される効果

- 金融機関の業務を効率化し、経費が削減できる。
- オンライン化により、行政機関、金融機関双方の業務が効率化される。